

都 市 整 備 部

平成 29 年度当初予算要求状況の概要（都市整備部）

■ 当初予算額

(単位：百万円、%)

区分	平成 28 年度 当初予算額	平成 29 年度 当初予算額	増減額	前年比率
一般会計	170,965	160,753	▲10,211	94.0
流域下水道事業 特別会計	81,110	76,858	▲4,252	94.8
港湾整備事業 特別会計	10,474	9,786	▲688	93.4
箕面北部丘陵整備事業特別会計	5,741	14,558	8,817	253.6
不動産調達 特別会計	5,443	10,348	4,905	190.1
合計	273,732	272,303	▲1,429	99.5

◎平成 29 年度当初予算額は財務部長内示段階のもの。

【一般会計】

事業名	29既内示額 29復活要求額 (28当初予算額)	摘要
総合交通対策	66,207百万円 — (71,524百万円)	<p>◆大阪都市再生環状道路の整備 大阪都市再生環状道路のミッシングリンクを解消するため、淀川左岸線延伸部を新たに事業化し、大和川線とともに整備を進める。</p> <p>◆道路及び街路の整備 広域連携の強化や物流の効率化に資する道路ネットワークの充実・強化を図るため、新名神アクセス道路、府県間道路等の整備を推進する。</p> <p>◆有料道路の整備促進 高速道路ネットワークの充実に向け、大阪都市再生環状道路の一部である阪神高速道路大和川線等の事業促進に関し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して出資する。 また、箕面グリーンロードにおいて料金割引社会実験を継続実施する。</p> <p>◆交通安全対策等の推進 自転車の安全で適正な利用に向け、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、交通安全教育の推進、自転車保険の加入促進、自転車通行空間の確保等に取り組む。 また、歩道の設置、バリアフリー化等の交通安全事業を、事故の多い箇所や通学路等において、それぞれの優先度に応じて実施するとともに、交通安全の広報・啓発活動を推進する。</p> <p>◆公共交通戦略の推進 戦略に位置づけた、北大阪急行延伸、大阪モノレール延伸、なにわ筋線といった「鉄道ネットワークの充実」、相互乗入れ・乗継改善の検討等の「公共交通の利便性向上」、「公共交通の利用促進」を着実に推進する。</p> <p>◆おおさか東線の整備 大阪外環状線鉄道（おおさか東線）の整備を促進するため、事業者に対する出資及び補助等を行う。</p>

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

事業名	29既内示額 29復活要求額 (28当初予算額)	摘要
		<p>◆連続立体交差事業</p> <p>道路と鉄道とを連続的に立体交差化させることにより、踏切による交通渋滞や事故を解消するとともに、市街地の一体化を図るため、南海本線ほか（高石市）、京阪本線（枚方市・寝屋川市）、近鉄奈良線（東大阪市）等において、着実に事業を推進する。</p> <p>◆鉄道施設耐震化等の促進</p> <p>主要な鉄道駅等において大規模地震に備えるための耐震補強及び浸水対策事業に対して、国、地元市（政令市含む）とともに、鉄道事業者への補助を行う。</p> <p>◆可動式ホーム柵の整備促進</p> <p>プラットホームからの転落等を防止するための可動式ホーム柵整備事業に対して、国、地元市（政令市含む）とともに、鉄道事業者への補助を行う。</p> <p>◆道路等の維持管理</p> <p>道路や大阪モノレールについては、大阪府都市基盤施設長寿命化計画に基づき、点検や予防保全対策、更新の検討等、戦略的な維持管理を推進する。</p> <p>また、橋りょうの耐震補強や法面防災対策等を着実に実施し、利用者等の安全・安心を確保する。さらに、アドプトロード等、地域と連携した美化活動等を推進する。</p>
治水対策	46,409百万円 — (56,561百万円)	<p>◆河川等の整備</p> <p>治水事業の実施にあたっては、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策を効率的・効果的に組み合せて実施する。</p> <p>とりわけ、経済成長を支える安威川ダム、地下河川や中小河川の整備等のインフラ整備を着実に進めるとともに、住民目線に立った避難行動への支援や防災情報の提供、ため池等の流域内の既存ストックを活用した治水対策を強化する。</p> <p>◆砂防施設等の整備</p> <p>住民とのリスク情報のさらなる共有を行い、犠牲者ゼロを基本理念として、避難体制の整備を進めるとともに、砂防施設等の整備に加え、土砂災害特別警戒区域内での住宅移転、建物補強に対する補助制度を組み合わせ、総合的かつ効果的な土砂災害対策を推進する。</p>

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

事業名	29既内示額 29復活要求額 (28当初予算額)	摘要
		<p>◆地震、津波・高潮対策</p> <p>南海トラフ巨大地震等による津波や高潮から府民の生命・財産を守るため、神崎川をはじめとする大阪市内や泉州地域において、防潮堤の液状化対策及び水門補強等を推進するとともに、老朽化の進行が著しい施設の補強工事等を進める。</p> <p>◆河川等の維持管理</p> <p>河川施設等については、大阪府都市基盤施設長寿命化計画に基づき、点検や予防保全対策、更新の検討等、戦略的な維持管理を推進する。特に、河川毎に護岸の構造等の特性をとりまとめた河川カルテを作成し巡視・点検を重点化するとともに、河川に堆積した土砂は、危険度等を考慮し、計画的に除去を行い、府民の安全・安心を確保する。また、アドプトリバー等、地域と連携した河川美化活動等を推進する。</p>
港湾の整備	2,018百万円 — (1,846百万円)	<p>◆港湾施設の整備・更新</p> <p>港湾機能の強化のため、堺泉北港汐見地区の岸壁更新を推進する。</p> <p>◆港湾施設の維持管理</p> <p>港湾施設については、大阪府都市基盤施設長寿命化計画に基づき、点検や予防保全対策、更新の検討等、戦略的な維持管理を推進する。特に、護岸について、点検データの充実により、予防保全の高度化を図る等、港湾施設の維持管理を着実に実施し、利用者等の安全・安心を確保する。また、アドプトシーサイド等、地域と連携した美化活動等を推進する。</p>
公園の整備	15,625百万円 — (10,412百万円)	<p>◆府営公園等の整備</p> <p>久宝寺緑地、蜻蛉池公園等において、防災機能の向上を図るため、避難地の確保及び防災関連施設等の整備を推進する。</p> <p>また、不動産調達特別会計で取得済みのりんくう公園予定地について、一般会計への買戻しを行う。</p> <p>◆泉佐野丘陵緑地整備事業</p> <p>自然豊かな景観緑地の実現に向け、府民、企業等との連携・協働により育てていく公園づくりとして、基盤施設等の整備を行う。</p>

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

事業名	29既内示額 29復活要求額 (28当初予算額)	摘要
		<p>◆府営公園の管理</p> <p>府民に親しまれる府営公園を目指して、大阪府都市基盤施設長寿命化計画に基づき、遊具等の公園施設の点検や予防保全対策、更新の検討等、戦略的な維持管理を推進する。</p> <p>また、府民協働等、地域と連携した取組みを推進する。</p>
市街地の整備	4,346百万円 — (3,728百万円)	<p>◆市街地再開発事業への支援</p> <p>良好な市街地の形成を図るため、組合等が行う市街地再開発事業に補助を行う。</p> <p>◆箕面北部丘陵整備事業特別会計繰出金</p>
その他	26,149百万円 — (26,893百万円)	<p>◆流域下水道事業特別会計繰出金</p> <p>◆未利用地の処理促進</p> <p>都市整備部所管の土地について、必要性を精査し、その処分を積極的に推進する。</p> <p>◆災害復旧費</p>

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

【 流域下水道事業特別会計 】

事 業 名	29既 内 示 額 29復活要求額 (28 当初予算額)	摘 要
下水道の整備 及び維持管理	76,858百万円 一 (81,110百万円)	<p>◆流域下水道の整備 寝屋川外6流域下水道の水みらいセンター、ポンプ場の老朽化対策や増補幹線等の整備を推進する。</p> <p>◆流域下水汚泥処理事業 流域下水道及び公共下水道それから発生する下水汚泥を、まとめて効率的に処理する施設の増改築及び維持管理を実施する。</p> <p>◆流域下水道の維持管理 流域下水道施設については、下水道サービスの安定した供給を目指して、大阪府都市基盤施設長寿命化計画に基づき、管渠や機械電気設備等、下水施設の点検や予防保全対策、更新の検討等、戦略的な維持管理を推進する。</p> <p>◆水みらいセンターのエネルギー拠点化 水みらいセンターにおいて、大規模な太陽光発電システムを導入し、平常時は売電を行い、災害時は同センターの非常用電源として活用する。</p>

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

【 港湾整備事業特別会計 】

事 業 名	29既 内 示 額 29復活要求額 (28 当初予算額)	摘 要
港湾施設の建設・管理	9,786百万円 一 (10,474百万円)	堺泉北港、阪南港等において、港湾施設の整備・更新等を推進し、適切な運営を図るとともに、港湾関連用地の分譲・賃貸事業を実施する。

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

【 箕面北部丘陵整備事業特別会計 】

事 業 名	29既 内 示 額 29復活要求額 (28 当初予算額)	摘 要
箕面森町の土地 区画整理事業	14,558百万円 — (5,741百万円)	箕面北部丘陵地区(箕面森町)の土地区画整理事業において、平成29年度末以降の企業用地(第3区域)の引渡しに向け、事業区域内における土地造成、及び事業区域外におけるアクセス道路・橋梁整備等を実施する。

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

【 不動産調達特別会計 】

事 業 名	29既 内 示 額 29復活要求額 (28 当初予算額)	摘 要
公共用地の 先行取得等	10,348百万円 — (5,443百万円)	一般会計によるりんくう公園用地の買戻しに伴う、公債管理特別会計への繰出しを行う。

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

平成 28 年度一般会計補正予算（第 6 号）要求状況の概要

【一般会計】

事業名	補正予算 現計予算 28年度最終見込	摘要
道路、河川 港湾、公園等の事業	▲24,859 百万円 193,439 百万円 168,580 百万円	国庫補助事業費の確定等による減額

※現計予算には、9月補正予算 22,474 百万円含む

【流域下水道事業特別会計】

事業名	補正予算 現計予算 28年度最終見込	摘要
流域下水道等の 建設・管理	▲7,255 百万円 85,866 百万円 78,612 百万円	国庫補助事業費の確定等による減額

※現計予算には、9月補正予算 4,756 百万円含む

【港湾整備事業特別会計】

事業名	補正予算 現計予算 28年度最終見込	摘要
港湾施設の 建設・管理	▲619 百万円 10,474 百万円 9,855 百万円	事業費の確定による減額等

【 箕面北部丘陵整備事業特別会計 】

事 業 名	補 正 予 算 現 計 予 算 2 8 年 度 最 終 見 込	摘要
箕面森町の土地 区画整理事業	▲612 百万円 5, 741 百万円 5, 129 百万円	関連事業費の確定による減額等

※不動産調達特別会計は補正なし。

都市整備部 平成29年2月定例府議会提出予定議案の概要

1. 事件議決案（15件）

	件名	概要	所管課
1	淀川河川公園整備事業の施行に伴う負担金徴収の件	<p>平成29年度において国が施行する淀川河川公園整備事業により利益を受ける市から負担金を徴収するため、都市公園法第12条の4の規定により議決を求めるもの。</p> <p>受益市 大阪市 負担率 1/6 負担金 533万3,333円</p>	都市計画室
2	都市高速鉄道連続立体交差事業の施行に伴う負担金徴収の件	<p>平成29年度において府が施行する都市高速鉄道連続立体交差事業により利益を受ける市から負担金を徴収するため、地方財政法第27条の規定により議決を求めるもの。</p> <p>受益市 東大阪市ほか5市 負担金 13億7,454万2,000円</p>	交通道路室
3	流域下水道事業の施行に伴う負担金徴収の件	<p>平成29年度において府が施行する流域下水道事業により利益を受ける市町村から負担金を徴収するため、下水道法第31条の2の規定により議決を求めるもの。</p> <p>受益市町村 大阪市ほか41市町村 負担率 国庫補助事業 2.5/10、1/6 府費単独事業 1/2 維持管理費 5.5/10ほか 負担金 261億3,773万1,399円 ※調整中</p>	下水道室
4	港湾整備事業の施行に伴う負担金徴収の件	<p>平成29年度において国が施行する港湾整備事業により利益を受ける市から負担金を徴収するため、大阪府堺泉北港港湾工事負担金徴収条例第3条の規定により議決を求めるもの。</p> <p>受益市 堺市 負担率 1/6 負担金 3,350万円</p>	港湾局

5	淀川河川公園整備事業の施行に伴う負担金変更の件	平成28年度において国が施行中の淀川河川公園整備事業の事業費の変更に伴う受益市負担金の変更について、都市公園法第12条の4の規定により議決を求めるもの。 負担金 533万3,333円 →238万3,892円	都市計画室
6	都市高速鉄道連続立体交差事業の施行に伴う負担金変更の件	平成28年度において府が施行中の都市高速鉄道連続立体交差事業の事業費の変更に伴う受益市負担金の変更について、地方財政法第27条の規定により議決を求めるもの。 負担金 15億2,341万5,000円 →12億8,284万3,000円	交通道路室
7	流域下水道事業の施行に伴う負担金変更の件	平成28年度において府が施行中の流域下水道事業の事業費の変更に伴う受益市町村負担金の変更について、下水道法第31条の2の規定により議決を求めるもの。 負担金 265億6,188万8,384円 →242億4,545万5,717円 ※調整中	下水道室
8	工事請負契約締結の件(道路改良事業)	都市計画道路大和川線トンネル付帯工事請負契約 契約金額 22億1,180万9,760円 請負者 久本組・壱山建設共同企業体	交通道路室
9	工事請負契約締結の件(流域下水道事業)	(1) 寝屋川流域下水道中央北増補幹線外分水施設築造工事(H28-1) 請負契約 契約金額 13億7,359万8,000円 請負者 岸本・井上共同企業体 (2) 寝屋川流域下水道寺島ポンプ場電気設備更新工事請負契約 契約金額 7億3,332万円 請負者 メタウォーター株式会社	下水道室 下水道室

10	府道路線の認定及び廃止の件	<p>道路法第7条第1項及び第10条第1項の規定により、次の路線を認定及び廃止するため、同法第7条第2項及び第10条第3項に基づき、議会の議決を求めるもの。</p> <p>(1) 認定路線</p> <p>路線名 自然田鳥取線 起 点 阪南市自然田 終 点 阪南市鳥取</p> <p>(2) 廃止路線</p> <p>① 路線名 泉佐野停車場線 起 点 泉佐野市泉佐野停車場 終 点 泉佐野市一般国道26号交点</p> <p>② 路線名 自然田鳥取荘停車場線 起 点 阪南市自然田 終 点 阪南市鳥取荘停車場</p>	交通道路室
11	阪神高速道路株式会社の事業変更について同意する件	阪神高速道路株式会社が大阪府道高速大阪池田線等の事業における通行料金等を変更することについて同意するため、道路整備特別措置法第3条第4項の規定により議会の議決を求めるもの。	交通道路室
12	南阪奈道路の事業変更について協議に応ずる件	西日本高速道路株式会社が南阪奈道路の事業における料金徴収期間を変更することについて協議に応ずるため、道路整備特別措置法第3条第4項の規定により議会の議決を求めるもの。	交通道路室
13	大阪府道路公社の有料道路事業の変更について同意する件	大阪府道路公社が堺泉北有料道路事業及び南阪奈有料道路事業における料金徴収期間を変更することについて同意するため、道路整備特別措置法第16条第2項の規定により議会の議決を求めるもの。	交通道路室
14	大阪府道路公社の定款変更について認可の申請をする件	大阪府道路公社が堺泉北有料道路及び南阪奈有料道路を西日本高速道路株式会社へ路線移管することに伴い、同公社の定款変更の認可を国土交通大臣に申請することについて、地方道路公社法第5条6項の規定により議会の議決を求めるもの。	交通道路室
15	大阪府道路公社に対する出資金についての権利放棄の件	大阪府道路公社に対する南阪奈有料道路に係る出資金215億2,000万円についての地方道路公社法第36条による残余財産の分配を受ける権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。	交通道路室

2. 条例案（6件）

	件 名	概 要	所 管 課
1	大阪府附属機関条例 一部改正の件	<p>1 地方自治法第138条の4第3項の規定により、附属機関を新たに設置するため、所要の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府流域下水道事業経営戦略審議会 <p>施行日：平成29年4月1日</p> <p>2 大阪府水と緑の健康都市オオタカ保全審議会を廃止する。</p> <p>施行日：公布の日</p>	下水道室 都市計画室
2	大阪府港湾施設条例 一部改正の件	<p>堺市堺区匠町の多目的広場の使用料の額を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的広場（堺市堺区匠町に存するものに限る。） <p>1時間につき 3,100円 → 1m²1日につき 4円</p> <p>施行日：平成29年5月1日</p>	港湾局
3	大阪府建築都市行政 事務に係る事務処理 の特例に関する条例 一部改正の件	<p>地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法等に基づく事務の一部を交野市及び忠岡町が処理することとする。</p> <p>施行日：平成29年4月1日</p>	都市計画室
4	大阪府都市公園条例 一部改正の件	<p>箕面公園昆虫館の管理を指定管理者に行わせることとしたことに伴い、同館の利用料金の上限を定める。</p> <p>施行日：平成29年4月1日</p>	都市計画室
5	大阪府りんくうタウン共同溝工事負担金 及び管理分担金徴収 条例一部改正の件	<p>ガス事業法の改正により、ガス事業の類型が見直されることに伴い、規定の整備を行う。</p> <p>施行日：平成29年4月1日</p>	交通道路室
6	大阪府流域下水道の 構造の技術上の基準 及び終末処理場の維 持管理に関する条例 一部改正の件	<p>題名を大阪府流域下水道の管理等に関する条例に改正し、流域下水道の管渠等に熱交換器等を設置する場合の管渠の使用許可手続、設置の許可基準及び使用料等を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水管渠等の使用に係る使用料 <p>当該下水管渠等の価額 × (6 / 100) × (当該下水管渠等のうち 使用させる容積 / 当該下水管渠等の容積) × (108 / 100)</p> <p>施行日：公布の日</p>	下水道室

3. 報 告 (6件)

	件 名	概 要	所 管 課
1	工事請負契約変更の専決処分の件(道路改良事業)	<p>工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>一般国道(新)371号道路改良工事2工区(仮称出合第2トンネル築造工事)請負契約</p> <p style="text-align: right;">(平成26年3月24日議決)</p> <p>専 決 日 平成28年12月26日</p> <p>契約金額 12億2,124万9,960円 →12億2,229万9,720円</p> <p>請 負 者 森本組・南海辰村建設特定共同企業体</p> <p>主な変更理由 鉄道トンネル直上の掘削の一部について、機械施工から人力施工となったことに伴い増額変更するもの。</p>	交通道路室
2	工事請負契約変更の専決処分の件(流域下水道事業)	<p>工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>(1) 寝屋川流域下水道大東四條畷増補幹線(第1工区)下水管渠築造工事請負契約</p> <p style="text-align: right;">(平成25年12月16日議決)</p> <p>専 決 日 平成28年12月26日</p> <p>契約金額 9億8,179万8,840円 →9億8,654万4,360円</p> <p>請 負 者 国誉・利晃特定建設工事共同企業体</p> <p>主な変更理由 樹木の撤去復旧について、移植による復旧が困難であった樹木を新植としたことに伴い増額変更するもの。</p> <p>(2) 寝屋川流域下水道枚岡河内南幹線(二)(第3工区)下水管渠築造工事請負契約</p> <p style="text-align: right;">(平成26年12月24日議決)</p> <p>専 決 日 平成28年12月26日</p> <p>契約金額 7億5,299万4,360円 →7億5,568万6,800円</p> <p>請 負 者 森組・三大建設共同企業体</p> <p>主な変更理由 土留工について、地下埋設物への影響を考慮した施工方法に見直したことに伴い増額変更するもの。</p>	下水道室

		<p>(3) 寝屋川流域下水道中央（一）増補幹線（第7工区）下水管渠築造工事請負契約 (平成27年3月17日議決)</p> <p>専決日 平成28年12月26日</p> <p>契約金額 8億3, 076万5, 160円 →8億6, 884万9, 200円</p> <p>請負者 中林建設・田中コンストラクション特定建設工事共同企業体</p> <p>主な変更理由 導水管布設工について、地下埋設物や道路交通への影響を考慮した施工方法に見直したことに伴い増額変更するもの。</p>	
3	工事請負契約変更の専決処分の件（箕面北部丘陵地区道路築造工事（その2））	<p>工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>箕面北部丘陵地区道路築造工事（その2）請負契約 (平成27年12月22日議決)</p> <p>専決日 平成29年1月10日</p> <p>契約金額 14億6, 296万3, 680円 →14億6, 984万7, 600円</p> <p>請負者 飛島建設株式会社</p> <p>主な変更理由 盛土に使用する土砂の一部について、現場外からの搬入となつたことに伴い増額変更するもの。</p>	都市計画室
4	工事請負契約変更の専決処分の件（箕面北部丘陵地区造成工事（その2））	<p>工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>箕面北部丘陵地区造成工事（その2）請負契約 (平成28年10月25日議決)</p> <p>専決日 平成29年1月10日</p> <p>契約金額 7億7, 420万5, 560円 →7億7, 603万7, 240円</p> <p>請負者 岸本建設株式会社</p> <p>主な変更理由 詳細調査の結果、水路の設置位置を見直したことに伴い増額変更するもの。</p>	都市計画室

5	工事請負契約変更の専決処分の件（都市河川改良事業）	<p>工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>寝屋川北部地下河川守口調節池築造工事（守口立坑）請負契約</p> <p style="text-align: right;">(平成25年10月25日議決)</p> <p>専決日 平成29年1月10日</p> <p>契約金額 20億1,512万1,360円 →20億3,372万2,200円</p> <p>請負者 清水・大豊特定建設工事共同企業体</p> <p>主な変更理由 関係者協議の結果、材料搬入経路変更に伴い、コンクリート打設設計画を見直したこと等により増額変更するもの。</p>	河川室
6	工事請負契約変更の専決処分の件（安威川ダム建設工事）	<p>工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>安威川ダム建設工事請負契約</p> <p style="text-align: right;">(平成26年3月24日議決)</p> <p>専決日 平成29年1月10日</p> <p>契約金額 266億4,124万6,680円 →266億8,108万6,800円</p> <p>請負者 大林組・前田建設工業・奥村組・日本国土開発特定建設工事共同企業体</p> <p>主な変更理由 ダムの基礎をつくるために必要な掘削数量の変更等に伴い増額変更するもの。</p>	河川室

都市整備部 平成28年9月定例府議会審査継続議案の概要

1. 事件議決案（3件）

	件 名	概 要	所 管 課
1	大阪府市港湾局の共同設置に関する件 議案番号 20	大阪市と共同して大阪府市港湾局を設置するため、規約を定めることについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるもの。	港湾局
2	大阪府市港湾委員会の共同設置に関する件 議案番号 21	大阪市と共同して大阪府市港湾委員会を設置するため、規約を定めることについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求めるもの。	港湾局
3	大阪府市港湾審議会の共同設置に関する件 議案番号 22	大阪市と共同して大阪府市港湾審議会を設置するため、規約を定めることについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求めるもの。	港湾局

2. 条例案（2件）

	件 名	概 要	所 管 課
1	大阪府市港湾委員会条例制定の件 議案番号 32	港湾法第35条の規定に基づく行政委員会を大阪市と共同設置するため、名称、権限、組織、会議に関する事項等を定める。 施行日：規則で定める日	港湾局
2	大阪府地方港湾審議会条例一部改正の件 議案番号 48	港湾法第35条の2の規定に基づく大阪府地方港湾審議会を大阪市と共同設置することに伴い、名称を大阪府市港湾審議会に改正し、大阪府市港湾委員会及び知事の諮問に応じ国際拠点港湾及び重要港湾に関する重要事項について調査審議することとする。 施行日：規則で定める日	港湾局

負担金徴収の件一覧表

(平29.2月議会)

(都市整備部)

淀川河川公園整備事業の施行に伴う負担金徴収の件

事業名	負担対象事業費	負担率	負担金の額
淀川河川公園整備事業	円 32,000,000	1 / 6	円 5,333,333

都市高速鉄道連続立体交差事業の施行に伴う負担金徴収の件

事業名	負担対象事業費	負担金の額
都市高速鉄道 連続立体交差事業	円 4,153,950,000	円 1,374,542,000

流域下水道事業の施行に伴う負担金徴収の件（調整中）

区分		負担対象事業費	負担率	負担金の額
建設費	国庫補助 率 1/2 流域下水 道事業	円 8,396,025,000	2.5/10	円 2,104,739,800
	国庫補助率 2/3	円 6,890,866,000	1 / 6	円 1,662,157,300
	府費単独流域下水道事業	円 759,850,000	1 / 2	円 380,256,000
区分		負担対象事業費	負担金の額	
維持管理費		円 74,546,067,794	円 21,990,578,299	

港湾整備事業の施行に伴う負担金徴収の件

事業名	負担対象事業費	負担金の額
港湾整備事業	円 201,000,000	円 33,500,000

資料2 参考資料(2)

負担金変更の件一覧表

(平29.2月議会)

(都市整備部)

淀川河川公園整備事業の施行に伴う負担金変更の件

事業名	負担対象事業費		負担金の額	
	変更前	変更後	変更前	変更後
淀川河川公園整備事業	円 32,000,000	円 14,303,352	円 5,333,333	円 2,383,892

都市高速鉄道連続立体交差事業の施行に伴う負担金変更の件

事業名	負担対象事業費		負担金の額	
	変更前	変更後	変更前	変更後
都市高速鉄道連続立体交差事業	円 4,826,475,000	円 4,337,796,000	円 1,523,415,000	円 1,282,843,000

流域下水道事業の施行に伴う負担金変更の件（調整中）

区分	負担対象事業費		負担金の額		
	変更前	変更後	変更前	変更後	
建設費	国庫補助流域下水道事業 国庫補助率 1/2	円 15,055,276,000	円 9,897,934,000	円 3,772,891,500	円 2,480,144,500
	国庫補助率 2/3	円 7,225,861,000	円 4,954,512,000	円 1,207,678,000	円 828,622,000
	府費単独 流域下水道事業	円 248,591,000	円 101,552,000	円 124,310,000	円 50,784,000
維持管理費		円 70,155,040,275	円 68,821,566,411	円 21,457,008,884	円 20,885,905,217

資料2 参考資料(3)

工事請負契約締結一覧表

(平29.2月議会)

部局名	工事名	工事場所 工 期	上段：契約金額(税込) 〔下段：予定価格(税込)〕	落札率	工事概要
			請負者		
都 市 整 備 部	① 都市計画道路 大和川 線 トンネル付帯工事	堺市北区常磐町 二丁地内～ 松原市天美北六 丁目地内 H30.2.28	2,211,809,760 円 〔2,454,088,320 円〕 久本組・壺山建設共同企 業体	90.1%	工事延長 L=1897.4m 床版設置工 L=1637m 避難用すべり台設置工 24基 立坑(開口) 2箇所 付帯工 1式
	② 寝屋川流域下水道 中 央北増補幹線外 分水 施設築造工事 (H28 -1)	東大阪市荒本西 三丁目地内 外 H31.5.31	1,373,598,000 円 〔1,525,043,160 円〕 岸本・井上共同企業体	90.1%	分水施設築造工 推進工 (土圧式) φ2200mm L=56.52m (刃口) φ1500mm L=6.52m φ2200mm L=11.00m (鋼製さや管方式) φ1200mm L=9.39m マンホール工 5箇所 付帯工 1式
	③ 寝屋川流域下水道 寺 島ポンプ場 電気設備 更新工事	東大阪市西鴻池 町四丁目地内 H31.5.31	733,320,000 円 〔844,336,440 円〕 メタウォーター株式会社	86.9%	受変電設備 1式 配電設備 1式 自家発電設備 1式 運転操作設備 1式 監視制御設備 1式 計装設備 1式 製作・据付・調整 1式

入札結果情報

工事名称	都市計画道路 大和川線 トンネル付帶工事		
入札方式	一般競争入札（実績申告型）	予定価格（税抜）	2, 272, 304, 000円
入札方法	電子入札	予定価格（税込）	2, 454, 088, 320円
事務所名	富田林土木事務所	低入札価格調査基準価格（税抜） 89. 8%	2, 040, 358, 000円
落札者	久本組・壺山建設共同企業体	低入札価格調査基準価格（税込）	2, 203, 586, 640円
落札金額	2, 047, 972, 000円(税抜)	失格基準価格（税抜） 78. 9%	1, 792, 397, 000円
契約予定金額	2, 211, 809, 760円(税込)	失格基準価格（税込）	1, 935, 788, 760円

一般競争入札結果情報

番号	業者名称	入札金額	摘要
1	久本組・壺山建設共同企業体	90. 1% 2, 047, 972, 000	落札
2	西松建設・森本組共同企業体	2, 050, 000, 000	
3	(株) 竹中土木	2, 050, 200, 000	
4	清水建設(株)	2, 028, 944, 000	入札書 無効

入札結果情報

工事名称	寝屋川流域下水道 中央北増補幹線外 分水施設築造工事 (H28-1)		
入札方式	一般競争入札 (実績申告型)	予定価格 (税抜)	1,412,077,000円
入札方法	電子入札	予定価格 (税込)	1,525,043,160円
事務所名	東部流域下水道事務所	低入札価格調査基準価格 (税抜) 90.0%	1,271,251,000円
落札者	岸本・井上共同企業体	低入札価格調査基準価格 (税込)	1,372,951,080円
落札金額	1,271,850,000円 (税抜)	失格基準価格 (税抜) 78.0%	1,101,030,000円
契約予定金額	1,373,598,000円 (税込)	失格基準価格 (税込)	1,189,112,400円

一般競争入札結果情報

番号	業者名称	入札金額	摘要
1	岸本・井上共同企業体	90.1% 1,271,850,000	落札
2	森本組・久本組特定共同企業体	1,274,960,000	
3	清田軌道・太洋基礎特定建設共同企業体	1,368,800,000	
4	大成建設・中林建設共同企業体	1,395,000,000	
5	(株) 福田組	1,217,390,000	入札書無効
6	宮本・鳳建設共同企業体	1,218,900,000	入札書無効
7	森組・吉田組共同企業体	1,219,000,000	入札書無効
8	本間組・機動建設工業特定建設工事共同企業体	1,225,000,000	入札書無効
9	森長組・ヤスダエンジニアリング共同企業体	1,227,100,000	入札書無効
10	真柄建設・国誉建設共同企業体	1,245,000,000	入札書無効
11	松村組・藤野興業特定建設工事共同企業体	1,248,000,000	入札書無効
12	(株) 大本組	1,260,000,000	入札書無効
13	五大・旭工建特定建設工事共同企業体	1,269,400,000	入札書無効
14	西武建設(株)		辞退
15	飛島建設(株)		辞退

入札結果情報

工事名称	寝屋川流域下水道 寺島ポンプ場 電気設備更新工事		
入札方式	総合評価一般競争入札	予定価格（税抜）	781,793,000円
入札方法	電子入札	予定価格（税込）	844,336,440円
事務所名	東部流域下水道事務所	低入札価格調査基準価格（税抜） 86.3%	674,485,000円
落札者	メタウォーター（株）	低入札価格調査基準価格（税込）	728,443,800円
落札金額	679,000,000円（税抜）	失格基準価格（税抜） 77.3%	604,311,000円
契約予定金額	733,320,000円（税込）	失格基準価格（税込）	652,655,880円

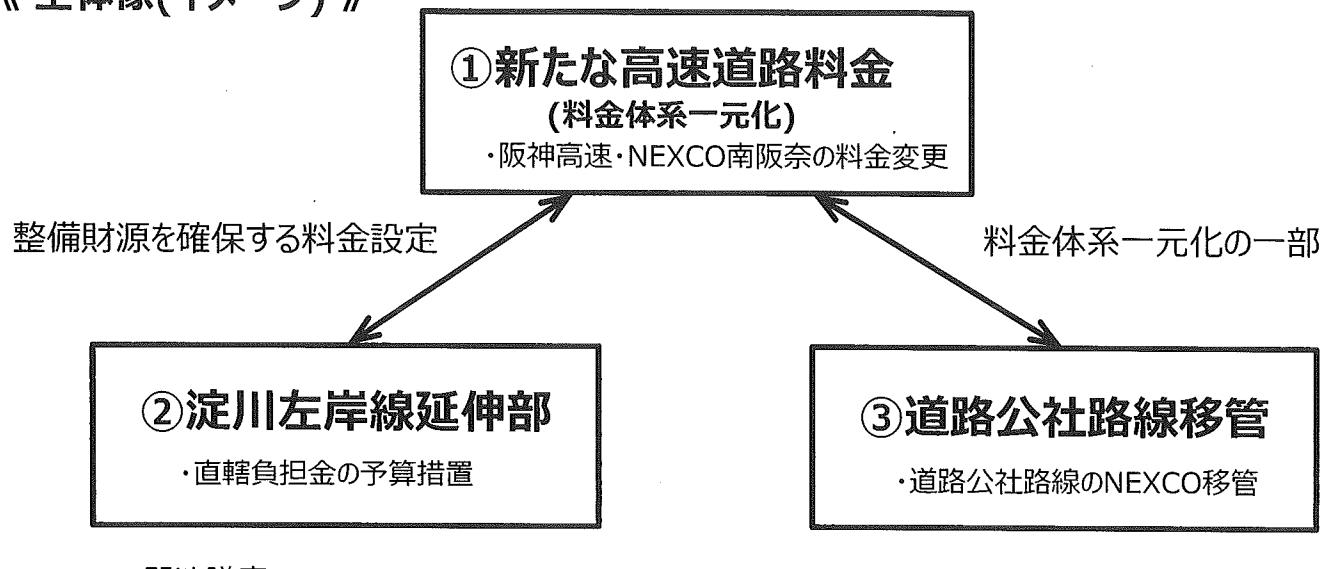
総合評価一般競争入札結果情報

番号	業者名称	入札金額	技術評価点	総合評価点	摘要
1	メタウォーター（株） 86.9%	679,000,000	110.0	16.2002	落札
2	シンフォニアテクノロジー（株）	709,800,000	106.5	15.0042	
3	三菱電機（株）	752,600,000	110.5	14.6824	
4	（株）日立製作所	760,000,000	105.4	13.8684	
5	日新電機（株）	807,000,000	107.0	13.2589	
6	（株）東芝	674,000,000	110.0	16.3204	入札書無効
7	（株）明電舎				辞退

◆ 2月定例会で議論いただく内容(全体像)

- 密接に関係する①新たな高速道路料金②淀川左岸線延伸部の事業スキーム
- ③道路公社路線の移管についての関連議案を提出。
- 関係自治体と議会において、一体不可分の全ての関連議案についての議決が得られれば、周知期間を経て平成29年6月より新料金に移行。

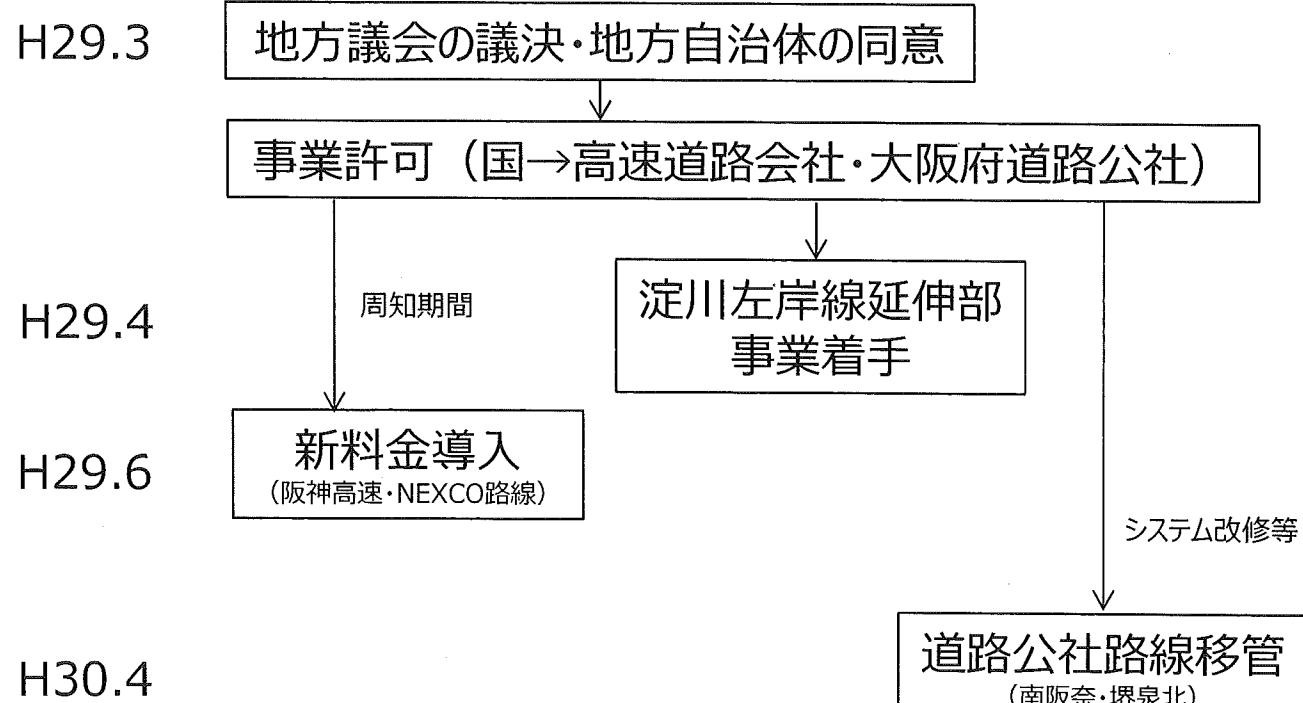
《全体像(イメージ)》



※関連議案

高速道路会社の事業変更(阪神高速・NEXCO南阪奈)、
直轄負担金のH29予算措置(淀川左岸線延伸部)、
道路公社の事業変更・定款変更(南阪奈・堺泉北)、出資金に関する権利放棄(南阪奈)

《今後のスケジュール》

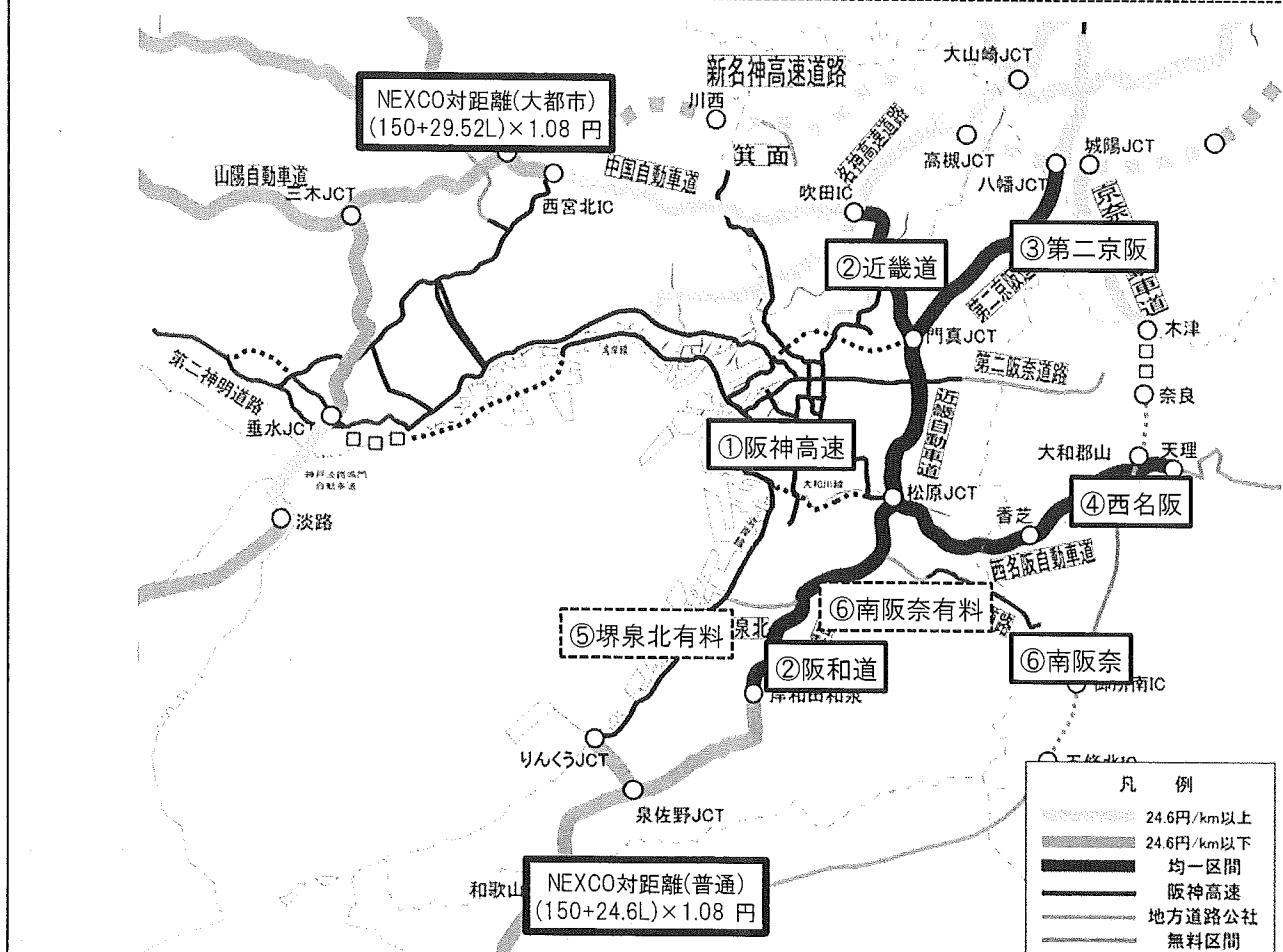


◆ ①新たな高速道路料金案(H29.6~)

- 国・高速道路会社から示された新料金案では、地方からの提案・意見は概ね反映。

《新料金案の概要》

- 名神高速等と同じNEXCO対距離料金を基本に料金水準・車種区分を統一
- ただし、急激な負担増に配慮し、上限設定等の激変緩和措置
- 一般道の渋滞緩和のため、下限料金の引下げと適用範囲拡大 (阪高)
- 政策課題への対応のため、物流・環境対策の料金割引は継続・拡充
- 渋滞緩和のため、都心部の流入交通は経路によらず最短距離を基本に料金決定
- 淀川左岸線延伸部等の早期整備**のため、財源を確保する料金設定 (阪高)
- ネットワークの一部を成す道路公社路線を高速道路会社へ移管し料金統一



	現行料金	新料金
①阪神高速	510円～930円 (6km毎100円)	対距離 270+31.9×L円 (下限300円～上限1300円)
②近畿道・阪和道	均一 510円 × 2区間	対距離 162+31.9×L円 (下限270円～上限750円)
③第二京阪	均一 460円 × 2区間	対距離 270+31.9×L円 (現行料金を上限)
④西名阪	均一 410円 × 2区間	対距離 162+31.9×L円 (現行料金を上限)
⑤堺泉北	均一 100円	対距離 激変緩和150円 (堺泉北発着は100円)
⑥南阪奈	均一 210円(公社)+対距離(NEXCO)	対距離 162+31.9×L円 (現行料金を上限)

※普通車の料金、一部例外あり、Lは利用距離(km)。現金車は、原則、上限料金。

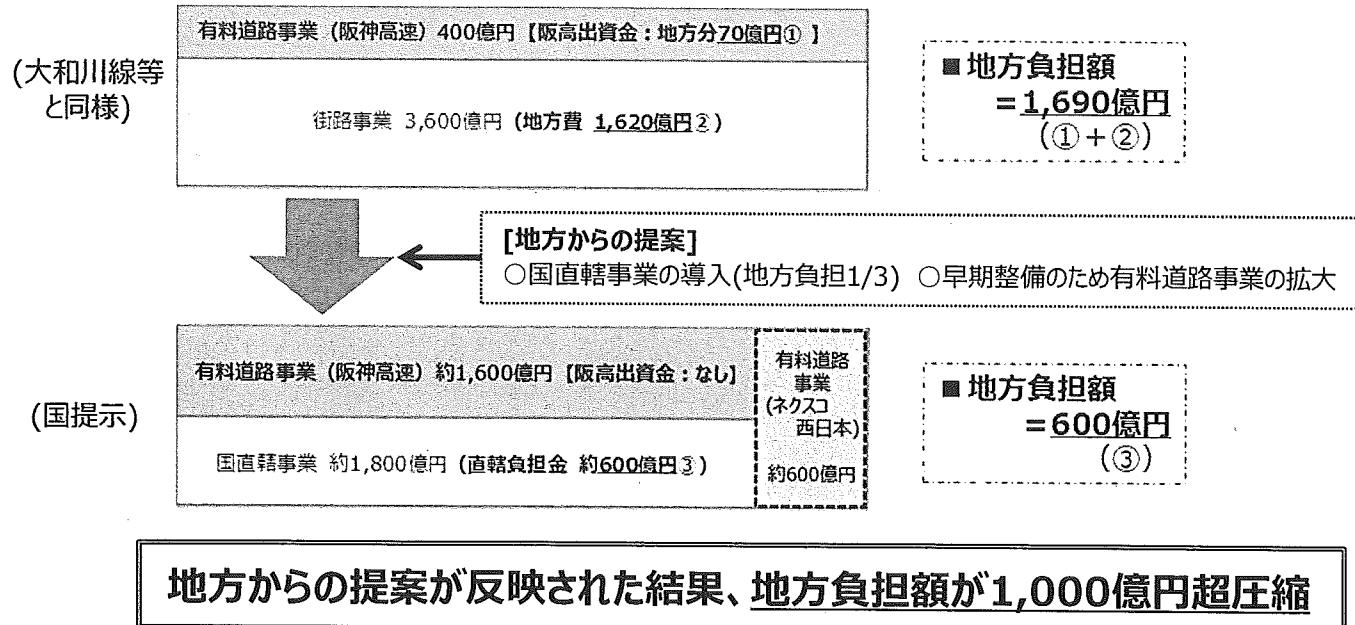
◆②淀川左岸線延伸部の事業化

- ・国直轄事業と有料道路事業の合併施行方式で平成29年度新規事業化
- ・料金設定や事業スキームの工夫(出資金の償還時期見直しや償還期限の延長等により有料道路事業を拡大し地方負担を大幅軽減)

《事業概要》

【区間・延長】 大阪市北区～門真市稗島 L=8.7km (大阪市域8.3km、門真市域・守口市域0.4km)
 【事業主体】 国・阪神高速・NEXCO西日本
 【概算事業費・事業期間】 約4,000億円・平成29年度～平成43年度 (15年間)

《事業スキーム》



《府市負担の考え方》

■ 直轄負担金の負担ルールの運用

平成28年3月道路法の政令改正により、大阪市に所在する国道の新設によって、大阪府も著しく利益を受ける場合の利益の程度を考慮した直轄負担金の分担に関する道路法の規定(第50条4項)が実質的に運用開始

■ ミッシングリンク解消による事業効果の広域性

- ・国土軸と臨海部を直結する広域的な高速道路ネットワーク機能を強化するとともに、第二京阪沿道など大型物流施設等の広域的な立地促進が期待できる
- ・延伸部を利用する交通は、市内のみは僅かで、通過交通や市外からの広域的な利用が大半

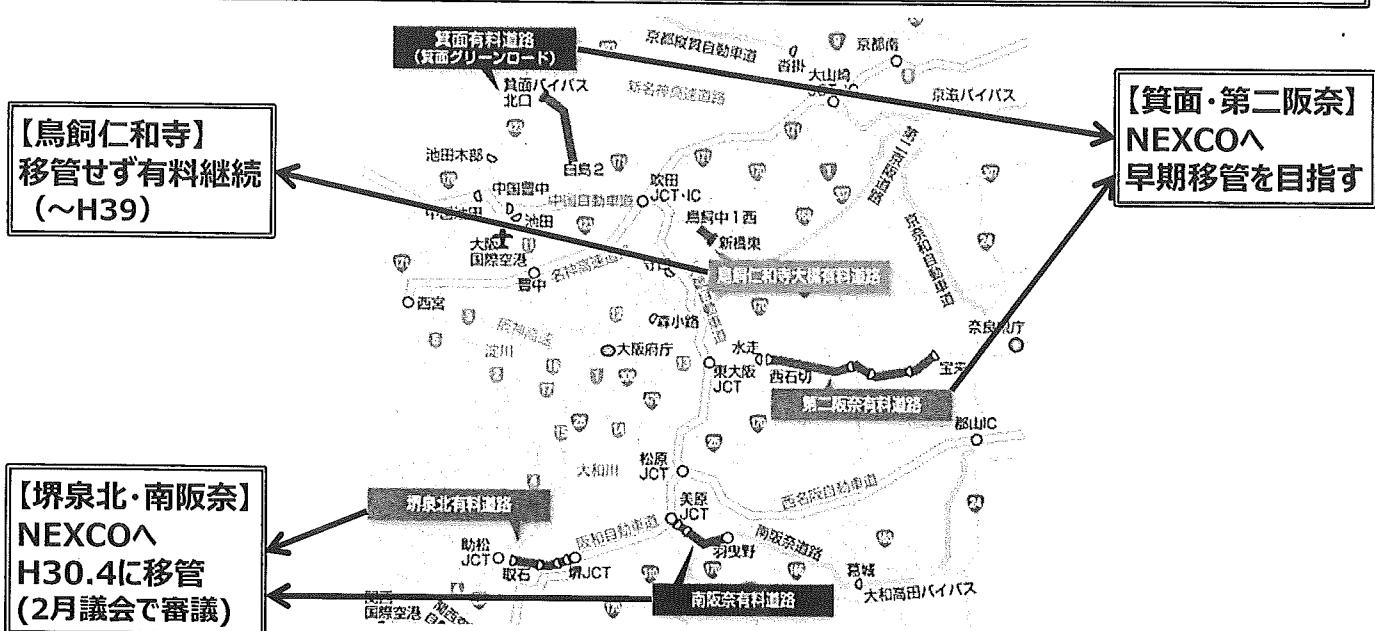
《直轄負担金の予算措置》

本来、道路法の「属地主義」に基づき、大阪市が直轄負担金を負担するものであるが、事業効果の広域性が強いことを踏まえ、利益の程度を考慮した直轄負担金の分担に関する道路法の規定を適用し、府市の負担割合を「1：1」として、府が応分の負担を行うことで、府市が一体となって、本路線の1日も早い供用を目指す。(直轄負担金 600億円→府:市=300:300)

平成29年度事業：調査費等 ⇒ 直轄負担金をH29予算案に計上

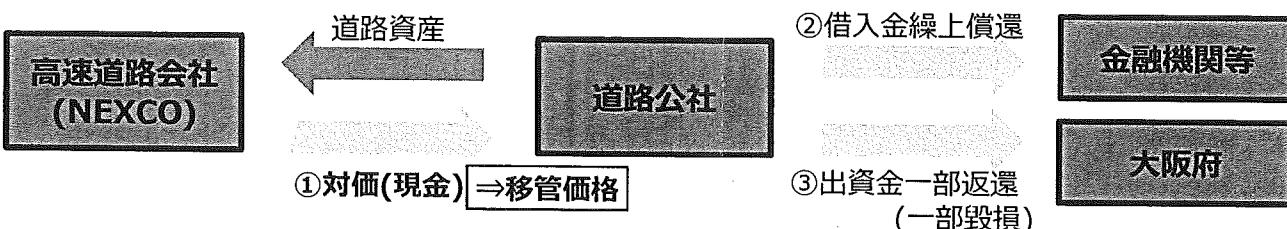
◆③道路公社路線の移管

- ・堺泉北・南阪奈は平成30年度当初にNEXCO西日本へ移管 (対価を得る)
- ・移管の対価により債務処理を行い、出資金の一部を前倒しで毀損 (道路公社が営業を続けたとしても出資金の一部毀損はほぼ同額)



《路線移管のスキーム》

高速道路会社が道路公社から有償で道路資産を買い取り (新設買取方式)



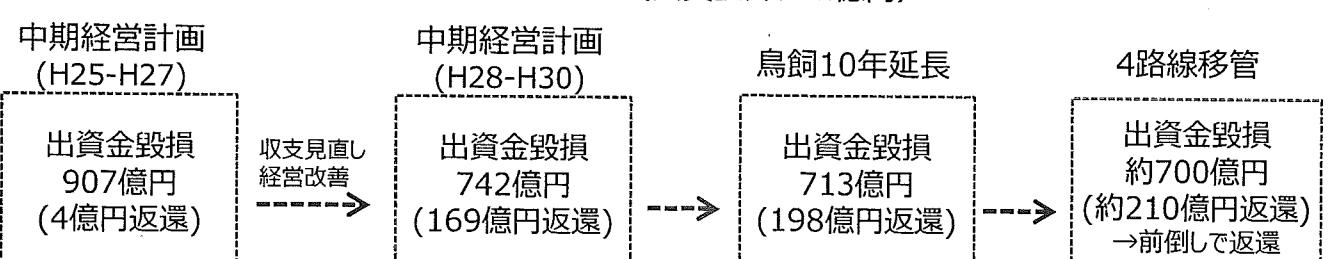
《移管に伴う出資金の毀損》

移管価格 = 道路公社が営業を続けた場合の収益相当額を現在価値化したもの

- ① 移管価格 : 360億円 (堺泉北+南阪奈)
- ② 借入金繰上償還 : 282億円／残額282億円 (南阪奈のみ借入金残り)
- ③ 出資金返還 : 78億円／293億円 (堺泉北+南阪奈)

出資金毀損額 215億円 (南阪奈) ⇒ 出資金の権利放棄

《道路公社(5路線)の経営見通し》 (出資金計911億円)



※道路公社において、さらなるコスト縮減・利用促進と利用者満足度向上の取り組みを実施

【鉄道ネットワークの充実】

①北大阪急行延伸

《H29年度当初予算》

用地買収及び工事など箕面市に対する補助

1,500百万円

◆事業概要

- * 区間：千里中央～箕面船場～新箕面 L=2.5km
- * 事業費：約600億円（府費：100億円上限に箕面市に補助）

◆経過と今後のスケジュール（予定）

- * H27年度：都市計画決定、軌道法特許取得、鉄道事業法許可取得
- * H28年度：工事施行認可取得（11月）、起工式（1月）
- * H32年度：開業（目標）

②大阪モノレール延伸

《H29年度当初予算》

路線測量、基本設計、環境調査等の実施

406百万円

◆事業概要

- * 区間：門真市～門真南～鴻池新田～荒本～瓜生堂 L=9.0km
- * 事業費：インフラ約740億円、インフラ外約310億円 計約1,050億円（府費：約300億円）
(別途、近鉄新駅や乗継施設等の整備が必要)

◆経過と今後のスケジュール（予定）

- * H28.1：戦略本部会議において、事業化意思決定
- * H30年度：都市計画決定、軌道法特許取得
- * H31年度：現地着手
- * H41年：開業（目標）

③なにわ筋線

《H29年度当初予算》

事業計画深化調査

5百万円

- * 国や関係機関との協議に向けて、建設設計画や運行計画などの事業計画について、鉄道事業者とともに検討を深める

◆検討状況

- * H26.7から、府・大阪市・JR西日本・南海電鉄による検討を開始
⇒大阪・関西の成長のために必要な路線として、早期事業化の必要性を共有
- 事業化合意に向けて、運行計画、運行本数などの条件について、協議・調整中

◆今後の方針

- * 関係者で早期に事業化合意できるよう精力的に協議・調整を進めていく

【公共交通の利便性向上・利用促進】

①公共交通機関等と連携した受入環境整備(宿泊税充当事業)

《H29年度当初予算》

観光客の受入環境整備に取り組む鉄道事業者への事業費補助

24百万円

◆事業概要

<整備例>

- * 「電車の乗換や駅構内の乗継表示が分かりにくい」など、国内外の観光客から指摘される状況を踏まえ、鉄道乗継駅における多言語案内モニターの設置や床面経路案内等の整備に取り組む鉄道事業者に対して、事業費の一部（1/2）を補助



乗継案内モニター

床面案内表示

②可動式ホーム柵の整備

《H29年度当初予算》

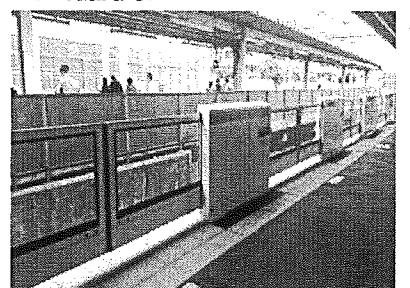
阪急十三駅(30百万円)、JR高槻駅(約29百万円)の2駅に対して補助

約59百万円

◆府補助制度(H23年度創設)及び実績

<整備例>

- * 対象駅：大阪府内で利用者が5,000人以上/日の駅
- * 補助率：国、地方、鉄軌道事業者が各々1/3を基本的に負担。府は、地元市町と折半し1/6を補助。協調補助が条件。
- * 実績：H23年度：大阪市交通局『門真南駅』
H27年度：JR西日本『京橋駅』、『高槻駅』
H28年度：
(当初) JR西日本『大阪駅』
(補正) JR西日本『高槻駅』
阪急『十三駅』
北急『千里中央駅』、『桃山台駅』、『緑地公園駅』

JR京橋駅 (H27年度設置・扉式)
学研都市線尼崎方面行ホーム

◆国の『駅ホームにおける安全性向上のための検討会』中間とりまとめ (H28.12) 概要

【主なハード整備】

* 利用者10万人以上/日の駅を優先的に整備

・整備条件(車両扉位置、ホーム幅)を満たしている場合、原則としてH32年度までに整備

* 利用者10万人未満/日の駅

・駅の状況等を勘案した上で、10万人以上と同程度に優先的な整備が必要と認められる場合に整備

【主なソフト施策】

* 駅員等による対応の強化 * 旅客による声かけ、誘導案内の促進等 * 心のバリアフリーの理解促進等

◆府内鉄道駅の状況

鉄道駅	うちホーム柵設置(H28.3時点)
うち10万人以上の駅数	5 1 3
うち10万人以上の駅数	5 5

◆今後の方針

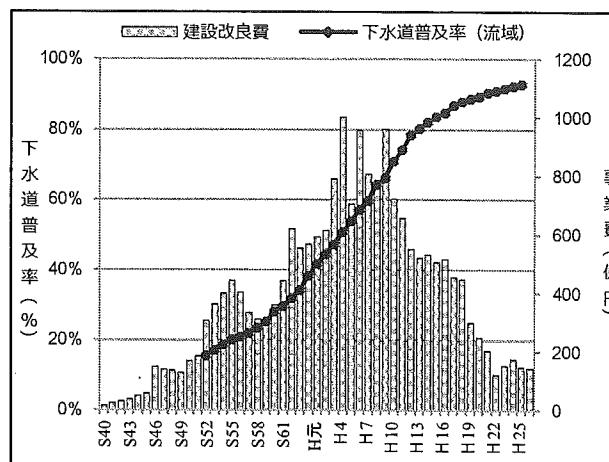
* 国の「中間とりまとめ」に基づく鉄道事業者の取組み方針を受け、計画的な整備が図られるよう取り組む

流域下水道事業の経営戦略の策定に向けて～大阪府流域下水道事業経営戦略審議会の設置～

資料 5

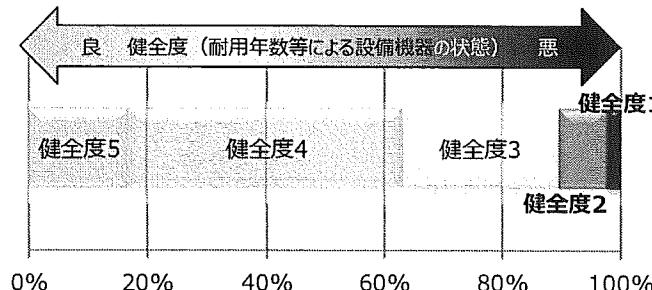
経営戦略策定の背景

- 昭和40年に全国に先駆けて、寝屋川流域で流域下水道事業に着手
- これまでに、処理場・ポンプ場・管きよの建設に約2兆円を投資
- 府内の下水道普及率は95.8%（H27末）までアップ
 - 流域下水道整備区域人口：470万人
 - 年間処理汚水量：約6億7千万m³
 - 年間の維持管理費用：約220億円



◆ 建設投資のピークは終了し、維持管理が中心の時代へ

● 増加する老朽化施設について、改築更新事業の計画的な実施が急務



健全度 1：直ちに改築更新が必要なもの
(代替部品を製造していないなど)
健全度 2：劣化が進行し、故障リスクが高いもの

処理場・ポンプ場の機械・電気設備（H27末）

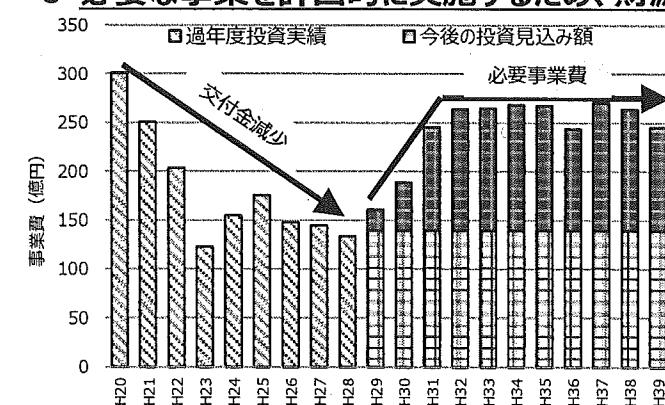
機械設備：約2,400設備

電気設備：約1,600設備

合計：約4,000設備

- 設備全体の約10%は速やかに改築更新を実施すべき状況（健全度1及び2）
- 今後も改築更新の対象設備は増加傾向

● 必要な事業を計画的に実施するため、財源確保が喫緊の課題



◆ 今後の国交付金の動向や将来的な人口減少など、厳しい経営環境が見込まれる中、当面の課題に対応しつつ、安定した下水道サービスの提供を継続することが必要。

経営戦略の策定

- 『計画的かつ合理的な経営』を行うことによって、
- 『経営基盤の強化』と
- 『財政マネジメントの向上』を実現

※「経営戦略」は、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画

経営戦略策定のポイント

課題解決に必要な事業の抽出と財源の検討

- 增加する改築更新事業、府民の命と財産を守る浸水対策の実施など、当面実施すべき事業を抽出（事業の選択と重点化）

- 国交付金、市町村負担金、一般会計繰入金等の財源の状況と動向を分析

経営状況の的確な把握

- 地方公営企業法を適用し、財務諸表を作成（参考資料参照）
- 経営状況の的確な把握を実現

「投資財政計画」の立案

- 当面実施すべき事業と財源を明らかにした「投資財政計画」（H30～H39）を立案

- 従来の主な財源であった国交付金を含め、安定的な財源の確保を実施

経費負担の適正化

- 総務省繰出基準、包括外部監査等を踏まえ、経費負担の適正化を計画に反映

※計画期間は、平成30年度から平成39年度の10年間。

大阪府流域下水道事業経営戦略審議会の概要

- 委員の構成 委員6人以内（学識経験者及び市町村（公共下水道事業関係者）の代表）
- 設置年月日 平成29年4月
- 担任事務 経営戦略の策定についての調査審議に関する事務
- 設置期間 平成29年4月～平成30年3月（予定）

経営戦略策定までの主なスケジュール

H28年度

- H29年2月議会に『附属機関条例一部改正（審議会の設置）』の議案を提出

- 平成28年度末（H29.3）に経営戦略の骨子素案をとりまとめ（予定）（参考資料参照）

H29年度（予定）

- H29年6月 第1回審議会（経営戦略（素案）を審議会に提示）

- H29年9月 第2回審議会（修正案の提示、意見聴取）

- H29年11月 パブリックコメント実施

- H30年3月 第3回審議会（審議会からの答申を受けて「経営戦略」を策定）

市町村との協議、調整について

- 市町村への情報提供、意見聴取、協議調整は、「流域下水道協議会」※の場を活用して実施
⇒H28.12月に開催した「流域下水道協議会」では、経営戦略策定の方向性について説明し、意見聴取を実施済。

（※「流域下水道協議会」は、協議会、幹事会、実務者会の3部で構成。協議会の正式メンバーは市町村長。）

経営戦略の骨子素案について

外部有識者からの意見、市町村との協議結果を踏まえ、以下の内容について検討中。平成28年度末を目途に取りまとめ予定。

□ 経営の基本方針と経営目標の設定

- 現状分析から見えてくる課題や問題点を抽出。今後、**解決すべき当面の課題をクローズアップ**。
- 課題解決に向けた事業の方向性を決定。経営戦略と関連計画等との関係性を明らかにし、**経営の基本方針と経営目標を設定**。

- ➡ ①「安定的な下水道サービスの提供」
 ②「安全で安心な街づくりの推進」
 ③「経営の健全性向上」

- 計画期間は、**平成30年度から平成39年度の10年間**。

□ 経営目標達成に向けた各種施策の取り組み

- 必要となる施策の柱を設定
 - ⇒①老朽化対策、維持管理のコスト縮減
 - ⇒②浸水対策、地震対策
 - ⇒③民間活力の活用、処理の効率化
- 具体的に実施する事業を抽出
 - ⇒改築更新の対象施設をリストアップ、必要事業費を算定
 - ⇒浸水対策、地震対策関連事業で当面実施すべき事業をリストアップ、必要事業費を算定
 - ⇒PPP/PFIなどの民間活力の活用、自主財源確保策の検討等

□ 投資財政計画の立案

- 施策の実現に必要な設備投資や、安定した下水道サービスを提供するための維持管理費など今後必要な（支出）とその財源（収入）を明らかにし、**今後10年間（H30～H39）の収支見通しを立案**
- 必要とする国交付金に不足（収支ギャップ）が生じた場合のリスク想定を実施し、対応策を検討。
- 雨水公費・汚水私費、総務省繰出基準、包括外部監査等を踏まえた**経費負担の適正化のための措置などを計画に反映**

□ その他安定した流域下水道事業の経営に向けての取り組み

- 地方公営企業法を適用（H30.4月）し、財務諸表を作成。経営状況をより的確に把握し経営状況の「見える化」を推進。
- 市町村との連携（流域下水道協議会、経営情報の共有、勉強会の開催等）

※ 経営戦略策定後は、経営目標の達成状況を隨時チェック。計画と乖離が生じた場合は経営戦略の見直しを実施。（P D C Aサイクルによる進捗管理を実施）

大阪府流域下水道事業の地方公営企業法適用について

公営企業会計適用の必要性

- 維持管理中心の時代となり老朽化施設が増加する中、保有する膨大な資産を適切に維持管理・更新することで機能停止のリスクを回避し、**安定した下水道サービスを提供する責務が増大**
- 今後も厳しい経営環境が見込まれることから、下水道事業について、中長期的な視点に立った計画的な**経営基盤の強化と財政マネジメントの向上**が求められる。
- これらの課題により的確に取り組むためには、従来の官公庁会計（単式簿記・現金主義）から**公営企業会計（複式簿記・発生主義）への移行が必要**。
- ▶ 総務大臣通知（H27.1.27）により、H32年度までの公営企業会計の適用を要請（「下水道事業」は重点項目）

地方公営企業法を適用することによって

- 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成することで、経営成績（損益情報）と財政状態（ストック情報）といった**自らの経営状況を的確に把握**
- **資産（施設・設備）の現状を適正に把握**

- **経営の透明性と説明責任能力が向上**
 □ **効率的な事業実施と経営の健全性の向上**

■ 府民に下水道サービスを安定的に提供

地方公営企業法の適用分類

対象事業	適用内容	組織に関する規定	財務規定等	職員の身分の取扱の規定
水道事業				
工業用水道事業				
軌道事業				
自動車運送事業	当然適用	当然適用	当然適用	
鉄道事業				
電気事業				
ガス事業				
病院事業	任意適用	当然適用	任意適用	
公共下水道事業	任意適用	任意適用	任意適用	
流域下水道事業	任意適用	任意適用	任意適用	

※ 府設置公営企業は、「中央卸売市場事業」「まちづくり促進事業」のみ
 ※ いずれも財務規定等のみを適用

※ 流域下水道事業も上記2事業と同様に財務規定等のみを適用

※ 全国では、東京都、埼玉県、茨城県の3都県の流域下水道事業のみが適用済

地方公営企業法適用までのスケジュール

H27～28年度	H29年度	H30年度～
<ul style="list-style-type: none"> ■ 資産調査業務の実施 ■ 企業会計システムの設計等 ■ 市町村協議 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公営企業設置条例の提案（9月議会） ■ 新予算の提案（2月議会） ■ 企業会計システムの構築等 ■ 打ち切り決算（3月） ■ 市町村協議 	地方公営企業法適用